

規制に係る事前評価書

| | |
|--------------------------|--|
| 法令の名称 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令 |
| 政策の名称 | 1,4-ジオキサンを排出する特定施設の追加 |
| 担当部局・評価者 | 環境省水・大気環境局水環境課長 吉田 延雄 電話番号:03-5521-8313 |
| 評価実施時期 | 平成24年4月23日(分析対象期間:平成24年5月～平成26年4月) |
| 規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益 | |
| 目的 | 1,4-ジオキサンによる公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図る。 |
| 内容 | 1,4-ジオキサンを排出するにも関わらず現行の特定施設に規定されていない施設である、「界面活性剤製造業の用に供する反応施設のうち、洗浄機能を有するもの」及び「エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設」を、新たに特定施設として追加する。 |
| 関連条項 | 水質汚濁防止法第2条第2項、水質汚濁防止法施行令別表第1 |
| 必要性 | 1,4-ジオキサンについては、当該物質を排出するにも関わらず、現行の特定施設に規定されていないものが存在している。1,4-ジオキサンに係る公共用水域の水質環境基準及び地下水環境基準を達成・維持し、国民の健康の保護を図るためには、そのような施設を特定施設に追加し、当該施設由来の1,4-ジオキサンを含む排水について、排水基準を超過することがないように適切に管理する必要がある。 また、それらの施設を規定しない場合には、当該物質を排出しているにもかかわらず規制が課されないこととなり、人の健康又は生活環境に影響を及ぼすおそれがあることから、上記施設についても特定施設として追加する必要がある。 |
| 費用 | |
| 遵守費用 | 規制の対象施設となることにより、届出書類の作成費用、水質測定費用、排水処理費用、構造基準等遵守費用、設備を定期的に点検するための費用等が発生する。例えば、届出書類の作成費用として数万円～十数万円程度(推計であり、必ずしもこれに限らない)、水質測定費用として年間数万円程度(推計)が発生する。それ以外については、各施設による違いが大きいいため、推計することは困難である。 なお、平成22年度PRTRデータによれば、1,4-ジオキサンの排出の届出がされている事業場は77あるが、既存の特定施設から排出されている事例と、規制対象になっていない施設から排出されている事例が区別されていない。また、排出量が少なく、PRTRの届出がされていない事業場もあると考えられる。このため、新たに規制対象となる特定施設の総数を推定することは困難である。 |
| 行政費用 | 都道府県や政令で定める市において、届出の受理・審査に係る費用、行政が行う水質調査費用等が発生する。なお、遵守費用と同様推計することは困難である。 |
| その他の費用 | 新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。 |
| 便益 | 1,4-ジオキサンを排出する施設を網羅的に規制対象とすることで、1,4-ジオキサンによる公共用水域及び地下水の水質汚濁を未然に防止することができ、その結果、国民の健康の保護に資することができる。 |

| | | |
|----------|---|--|
| 想定される代替案 | | |
| 代替案 | 今次の特定施設の追加は、物質の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。 | |
| | 費用 | |
| | 遵守費用 | |
| | 行政費用 | |
| | その他の費用 | |
| 便益 | | |

| | |
|---|--|
| 政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等) | |
| <p>費用:事業者については、規制の対象施設となることにより、今回新たに追加された有害物質に係る届出書類の作成費用の他、当該物質に係る排水基準や地下浸透基準を遵守するために必要な排水処理費用、水質測定費用、構造基準等遵守費用、設備を定期的に点検するための費用等が発生する。</p> <p>また、行政費用については、都道府県や政令で定める市において、届出の受理に係る費用及び今回新たに規制対象となった事業場における水質調査費用が発生する。</p> | |
| <p>便益:新たに特定施設を追加し、排水規制や地下浸透規制を行うことで、公共用水域及び地下水の水質の汚染を未然に防止することができ、その結果、人の健康への被害の発生を防止することができる。</p> | |
| <p>有害物質を含む水の公共用水域への排出又は地下への浸透により人の健康に係る被害が発生した場合に、水質の浄化措置や被害者への賠償等にかかる費用が多大なものとなることは、我が国における公害の経験から明らかである。このため、事業場からの排出実態を踏まえ、1,4-ジオキサンを排出するにも関わらず規制対象となっていない施設を特定施設に追加し、1,4-ジオキサンを排出する施設を網羅的に規制対象とすることで、1,4-ジオキサンによる公共用水域及び地下水の水質汚濁を未然に防止し、その結果、人の健康に係る被害の発生を防止することは、事業者や行政に発生する費用と得られる便益を比較すると、合理的な政策である。よって当該規制は有効である。</p> | |

| | |
|--|--|
| 有識者の見解その他の関連事項 | |
| <p>平成21年12月から平成24年2月にかけて、中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会において審議され、中央環境審議会会長から環境大臣へ「水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」(第1次答申:平成23年2月、第2次答申:平成24年3月)が答申された。この第2次答申において、1,4-ジオキサンを排出するにも関わらず排水規制の対象となっていない施設について、特定施設に追加することが適当であるとされた。</p> | |

| | |
|--------------------------------------|--|
| レビューを行う時期又は条件 | |
| <p>科学的知見の集積状況に基づき、随時見直しを行うこととする。</p> | |

| | |
|---------|--|
| 備考 | |
| <p></p> | |

規制に係る事前評価書（要旨）

【水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令】

| | | |
|----------------|---|------------------------------|
| 規制の内容 | 1,4-ジオキサンを排出する特定施設の追加 | |
| 担当部局 | 環境省水・大気環境局 水環境課長 吉田 延雄 電話番号：03-5521-8313 | |
| 評価実施時期 | 平成24年4月23日（分析対象期間：平成24年5月～平成26年4月） | |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | <p>【目的】1,4-ジオキサンによる公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図る。</p> <p>【内容】1,4-ジオキサンを排出するにも関わらず現行の特定施設に規定されていない施設である、「界面活性剤製造業の用に供する反応施設のうち、洗浄機能を有するもの」及び「エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設」を、新たに特定施設として追加する。</p> <p>【必要性】1,4-ジオキサンについては、当該物質を排出するにも関わらず、現行の特定施設に規定されていないものが存在している。1,4-ジオキサンに係る公共用水域の水質環境基準及び地下水環境基準を達成・維持し、国民の健康の保護を図るためには、そのような施設を特定施設に追加し、当該施設由来の1,4-ジオキサンを含む排水について、排水基準を超過することがないように適切に管理する必要がある。</p> | |
| | 関連条項 | 水質汚濁防止法第2条第2項、水質汚濁防止法施行令別表第1 |
| 想定される代替案 | 今次の特定施設の追加は、物質の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。 | |
| 規制の費用 | 費用の要素 | 代替案の場合 |
| (遵守費用) | 規制の対象施設となることにより、届出書類の作成費用、水質測定費用、排水処理費用、構造基準等遵守費用、設備を定期的に点検するための費用等が発生する。 | — |
| (行政費用) | 都道府県や政令で定める市において、届出の受理・審査に係る費用、行政が行う水質調査費用等が発生する。 | — |
| (その他の社会的費用) | 新たな負担は発生しない。当該改正によって事業者には競争に係る影響はない。 | — |
| 規制の便益 | 便益の要素 | 代替案の場合 |
| | 1,4-ジオキサンを排出する施設を網羅的に規制対象とすることで、1,4-ジオキサンによる公共用水域及び地下水の水 | |

| | |
|--------------------------------------|---|
| | <p>質汚濁を未然に防止することができ、その結果、国民の健康の保護に資することができる。</p> |
| <p>政策評価の結果</p> <p>(費用と便益の関係の分析等)</p> | <p>費用：事業者については、規制の対象施設となることにより、今回新たに追加された有害物質に係る届出書類の作成費用の他、当該物質に係る排水基準や地下浸透基準を遵守するために必要な排水処理費用、水質測定費用、構造基準等遵守費用、設備を定期的に点検するための費用等が発生する。</p> <p>また、行政費用については、都道府県や政令で定める市において、届出の受理に係る費用及び今回新たに規制対象となった事業場における水質調査費用が発生する。</p> <p>便益：新たに特定施設を追加し、排水規制や地下浸透規制を行うことで、公共用水域及び地下水の水質の汚染を未然に防止することができ、その結果、人の健康への被害の発生を防止することができる。</p> <p>有害物質を含む水の公共用水域への排出又は地下への浸透により人の健康に係る被害が発生した場合に、水質の浄化措置や被害者への賠償等にかかる費用が多大なものとなることは、我が国における公害の経験から明らかである。このため、事業場からの排出実態を踏まえ、1,4-ジオキサンを排出するにも関わらず規制対象となっていない施設を特定施設に追加し、1,4-ジオキサンを排出する施設を網羅的に規制対象とすることで、1,4-ジオキサンによる公共用水域及び地下水の水質汚濁を未然に防止し、その結果、人の健康に係る被害の発生を防止することは、事業者や行政に発生する費用と得られる便益を比較すると、合理的な政策である。よって当該規制は有効である。</p> |
| 有識者の見解その他の関連事項 | <p>平成21年12月から平成24年2月にかけて、中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会において審議され、中央環境審議会会長から環境大臣へ「水質汚濁防止法に基づく排水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について」（第1次答申：平成23年2月、第2次答申：平成24年3月）が答申された。この第2次答申において、1,4-ジオキサンを排出するにも関わらず排水規制の対象となっていない施設について、特定施設に追加することが適当であるとされた。</p> |
| レビューを行う時期又は条件 | <p>科学的知見の集積状況に基づき、随時見直しを行うこととする。</p> |
| 備考 | |